

川島町一般廃棄物処理基本計画の見直しについて

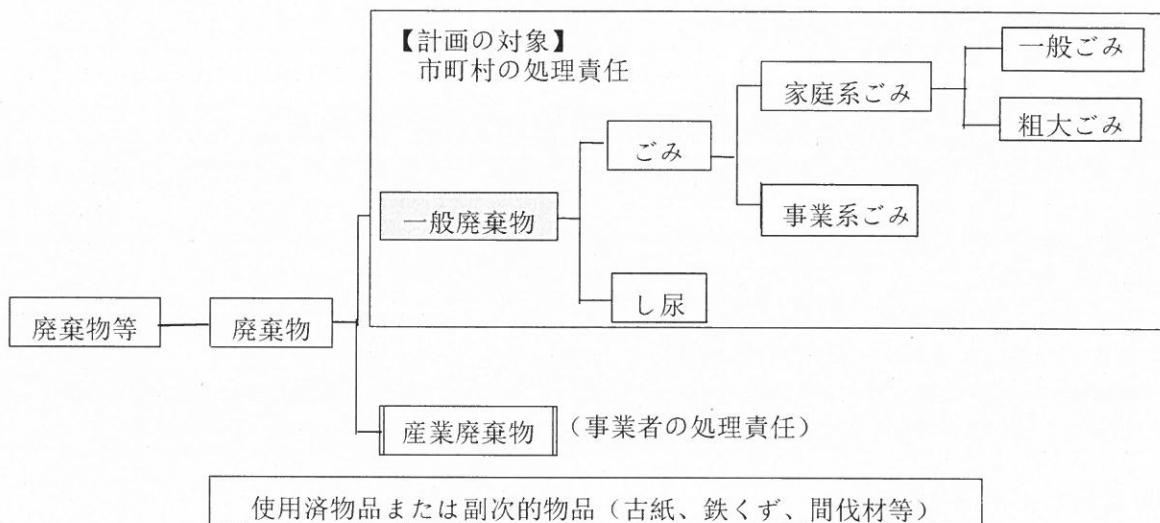
一般廃棄物処理基本計画とは(P.84)

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年12月25日法律第137号) (以下「廃棄物処理法」という。) 第6条第1項の規定により、市町村が、当該市町村区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(一般廃棄物処理基本計画)を定めたもの。(必須)

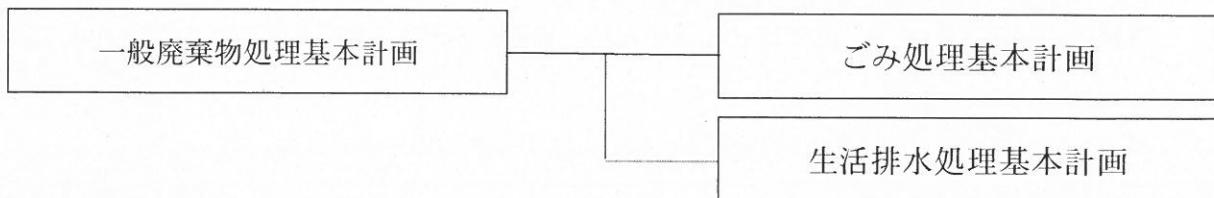
計画の位置づけ(P.84)

環境省の「ごみ処理基本計画策定指針」(平成25年6月)に準拠して作成。
本町の廃棄物処理行政における最上位の計画として位置付けられ、廃棄物処理の基本方針となるもの。「総合振興計画」や「環境基本計画」などの上位計画や関連計画などと整合を図る。
また、「分別収集計画」などの本町の廃棄物処理に係る諸計画は、本計画を踏まえて策定。

計画の対象(P.85)



計画の構成(P.85)



計画の期間(P.86)

本計画の期間は、平成27年度(2015年度)を初年度、平成41年度(2029年度)を目標年度とする15年間。概ね5年ごと適宜見直しを行う。

国の動向(P.88)

(1) 廃棄物処理法に基づく基本方針

「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(平成13年5月環境省告示第34号→平成28年1月環境省告示第7号全部改正)

(2) 循環型社会形成推進基本計画(P.89)

「第四次循環型社会形成推進基本計画」(平成25年5月閣議決定→平成30年6月に閣議決定)

①持続可能な社会づくりとの統合的取組

②地域循環共生圏による地域の活性化

③ライフサイクル全体での資源循環の徹底

- ④適正処理の推進と環境再生
- ⑤万全な災害廃棄物処理体制の構築
- ⑥適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開
- ⑦循環分野における基盤整備

県の動向(P.90)

(1) ごみ処理

第8次埼玉県廃棄物処理基本計画(平成23年3月→平成28年3月)

(2) 生活排水処理

埼玉県生活排水処理施設基本構想(平成23年3月→平成28年10月時点修正)

ごみ処理基本計画

分別区分と排出方法(P.92)

「川島町ごみの分け方・出し方の手引き」参照

ごみ排出量(各グラフは別途参照)

(1) ごみ総排出量(P.97)

平成24年度以後は減少傾向で推移。

平成30年度のごみ総排出量は平成21年度以降の10年間で13.8%減少。

町民1人1日当たりごみ排出量は965g/人・日であり、平成21年度以降の10年間で13.7%減少

(2) 生活系ごみ(P.98)

横ばいで推移。

平成30年度の生活系ごみ排出量は、5,264t。

1人1日当たり生活系ごみ排出量は708g/人・日。

内訳は、可燃ごみが69.3%で最も多く、全体の約3/4を占め、資源ごみが30.2%、不燃ごみ等は0.2%、粗大ごみは0.3%。

(3) 事業系ごみ(P.93)

平成24年度以後は減少傾向で推移。

平成30年度の事業系ごみ排出量は、1,558t。

1人1日当たり事業系ごみ排出量は210g/人・日。

内訳は、可燃ごみが96.5%でほとんどを占め、資源ごみが3.5%、不燃ごみと粗大ごみは含まず。

(4) 最終処分量(P.101)

平成27年度以後、不燃残渣の最終処分はなくなり、すべてリサイクル。

(5) 資源化量(P.102)

平成30年度の資源化量は2,258t、リサイクル率は33.2%。

全体的には、資源化量は減少傾向だが、リサイクル率は増加傾向で推移。

(5) ごみ処理事業に要する経費(P.104)

平成30年度のごみ処理事業経費は約3億円、町民1人当たりの経費は約16,000円。

年度によってばらつきはあるもののほぼ横ばいで推移。

ごみ処理の評価

(1) 計画の目標との比較

排出量→目標達成(P.108、P.121)

平成41年度(令和11年度)の目標を達成。

②資源化量→目標達成(P.108、P.122)

この資料は不要になりましたら「雑紙」として処分してください。

平成41年度(令和11年度)の目標を達成。
③最終処分量→(P.108、P.122)

平成41年度(令和11年度)の目標を達成。

ごみ処理の課題

1)ごみの排出に関する課題(P.110)

- ・課題1 生活系ごみの減量→○(現計画の変更はなし)
- ・課題2 事業系ごみの減量→○(現計画の変更はなし)

2)減量化・資源化に関する課題(P.111)

- ・課題3 ごみ分別の徹底とリサイクルの推進→○(現計画の変更はなし)
- ・課題4 生ごみの減量→○(現計画の変更はなし)
- ・課題5 地域特性に応じた資源回収の活発化→○(現計画の変更はなし)

3)収集・運搬に関する課題(P.112)

- ・課題6 ごみ集積所の適正管理→○(現計画の変更はなし)
- ・課題7 安全なごみ収集の継続→○(現計画の変更はなし)
- ・課題8 効率的な収集・運搬の継続→○(現計画の変更はなし)

4)処理・処分に関する課題(P.113)

- ・課題9 焼却施設への負担軽減→△(一部変更あり)
- ・課題10 最終処分量の削減に向けたごみ処理システムの維持→×
- ・課題11 ごみ処理経費の削減→△(一部変更あり)
- ・課題12 不法投棄の防止→×

生活排水処理基本計画

生活排水とは(P.140)

公共下水道

「荒川右岸流域下水道」に参加。市街化区域の住宅等からのし尿・生活雑排水を処理
合併処理浄化槽

市街化調整区域内の住宅等からのし尿・生活雑排水を処理。汚泥は環境センター(し尿処理施設)
で処理。

単独処理浄化槽

市街化調整区域内の住宅等からのし尿を処理。汚泥は環境センター(し尿処理施設)で処理。生
活雑排水は公共用水域へ。

し尿の汲み取り

市街化調整区域内の住宅等からのし尿を処理。汲み取りし尿は環境センター(し尿処理施設)で
処理。生活雑排水は公共用水域へ。

下水道事業の概要(P.141)

川島町は、荒川右岸流域下水道に参加。

計画処理区域は、埼玉県の南西部で川越市、所沢市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、
富士見市、ふじみ野市、三芳町、川島町、吉見町の10市3町。

生活排水処理施設の概要(P.143)

川島町が所管する生活排水処理施設→川島町環境センター(し尿処理施設)

生活排水の適正処理のための施策

(1) 小型合併処理浄化槽補助金(P.144)

①戸別設置の場合

人 槽	新 設	転 換*
5人槽 建物の面積 130 m ² 以下	110,000 円	604,000 円
7人槽 建物の面積が 130 m ² 超	130,000 円	676,000 円
10人槽 二世帯住宅	180,000 円	809,000 円

*転換：改築を伴わない単独浄化槽及び汲み取り槽からの転換(建築確認申請を伴わない)の場合。処分費の上
限 60,000 円・配管費の上限 150,000 円を含みます。

②集団設置*の場合

上記①の金額に1基あたり4万円を加算。

*集団設置：同一行政区において同一年度内に10世帯以上が設置する場合。

(2) 小型合併処理浄化槽維持管理補助金(P.145)

項 目	具 体 的 内 容
対象地域	下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定により公示した供用開始区域を除く町内 全域。
補助対象経費	申請を行う日の前日から過去1年間の保守点検費用及び法定検査費用。
補助金額 (令和元年度)	補助金の額は、補助対象経費(年3回以上実施した保守点検費用、年1回実施した法定検 査費用)の合計額に4分の3を乗じた額(その額に1,000円未満の端数があるときは、そ の端数を切り捨てた額)とし、15,000円を上限とします。
補助対象期間	申請日の前日から過去1年間に実施されたもの。

補助金額 5~6人槽 12,000円 7~9人槽 13,000円 10人槽 15,000円

(3) 水洗便所改造資金融資あっせん(P.145)

項目	具体的内容
融資のあっせんの要件	(1) 处理区域内の改造工事をしようとする建築物の所有者又は改造工事について当該建築物の所有者の同意を得た使用者であること。 (2) 处理区域の告示をした日から3年内に改造工事を行う者であること。ただし、当該期間内に改造工事を施行することが困難であると町長が認めた場合はこの限りでない。 (3) 町税、下水道事業受益者負担金を滞納していないこと。 (4) 借り受けた資金の償還について弁済能力を有すること。 (5) 確実な連帯保証人であること。
融資あっせん額	改造工事1件につき50万円を限度とし、1万円を単位とします。 ただし、特殊な事情により改造資金が50万円を超える場合は、町長が必要と認める額とします。
貸付金の償還	資金の貸付けを受けた月の翌月から起算して36箇月以内の元金均等(終回を除く)月賦償還とします。ただし、返済回数の短縮又は繰上償還をすることができます。

生活排水処理の状況(各グラフは別途参照)

(1) 生活排水処理形態別の人団(P.146)

平成30年度の生活排水処理形態別人口

公共下水道人口 10,180人(全体の50.0%)

合併処理浄化槽人口 7,230人(同35.5%)

単独処理浄化槽人口 2,728人(同13.4%)

し尿収集人口 223人(同1.1%)

平成30年度の生活排水処理率 85.5%、増加傾向で推移。

(2) し尿・浄化槽汚泥の処理量(P.147)

平成30年度のし尿の処理量 234kℓ

浄化槽汚泥の処理量 5,579kℓ、合計5,813kℓ。

し尿・浄化槽汚泥の1日平均処理量 15.9kℓ/。いずれも横ばいで推移。

平成30年度の1人1日平均のし尿処理量 2.9ℓ/人・日

浄化槽汚泥の1人1日平均の処理量 1.5ℓ/人・日

し尿は工事現場の仮設トイレからの一時的な搬入量の増加などのため、年度による変動が大きい。

(3) し尿処理事業に要する経費(P.148)

平成30年度のし尿処理事業経費 約7,600万円

町民1人当たりの経費 約3,700円。

平成21年度以後、いずれも減少傾向で推移。

生活排水処理の課題(P.149)

- ・課題1 生活排水処理率の向上→○(現計画の変更はなし)
- ・課題2 合併処理浄化槽の適正な維持・管理→○(現計画の変更はなし)
- ・課題3 し尿処理施設の適正な維持・管理→○(現計画の変更はなし)